



島根県報

令和8年6月16日（火）

第 7 2 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出 (高齢者福祉課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技術管理課) 2

公共測量の終了（2件） () 3

【正 誤】

令和8年6月9日付け島根県報第726号中 (選挙管理委員会) 3

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う様式の整理（様式第9号・様式第14号関係）

2 施行期日

令和8年7月1日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第43号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第14号中「80万9千円」を「826,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則第13条第1項及び第15条第1項に規定する様式は、この規則の施行前においても使用することができる。

告 示

島根県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ことぶき福祉会	訪問介護	第二ことぶき園訪問介護事業所	出雲市古志町2105-1	令和8年3月31日
株式会社ソウケン	訪問介護	訪問介護ハレルヤ	益田市乙吉町イ334番地2	令和8年3月31日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）

2 作業期間

令和8年5月27日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

松江市古志町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月2日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）

2 作業期間

令和7年3月26日から同年12月2日まで

3 作業地域

松江市上本庄町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年12月25日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

出雲市斐川町黒目地内外

正 誤

令和8年6月9日付け島根県報第726号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県選挙管理委員会告示第33号の表中	浜田市相生3847 203	浜田市相生町3847 203